

## 鶴岡市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

### 1. 目的

鶴岡市では、熱中症による重大な健康被害の発生防止等を目的として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を指定しています。市有施設のほかに、も店舗や事務所等をクーリングシェルターとして開放していただける民間企業等を募集します。

### 2. 応募要件(協力依頼内容)

- (1) 本市内に避難場所となる店舗や事業所等を有すること
- (2) 避難のための必要かつ適切な空間(※)、冷房設備を有し、適切な管理・運用及び快適な室温維持ができること  
※必ずしも専用の居室を設ける必要はなく、既設のもので構わないが、最低3人以上が滞在可能なもの
- (3) 環境省の熱中症警戒情報運用期、特に山形県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、営業時間内の範囲において施設を開放し、避難者が自由に出入りできるようにすること
- (4) 施設開放時、施設の出入口等わかりやすい場所へ、クーリングシェルターである旨を表示した市配布ポスターやのぼり旗の掲示を行うこと
- (5) 施設の名称、所在地、開放日及び開放時間帯、受入可能人数について、市ホームページにおける公表に同意すること
- (6) クーリングシェルターの趣旨に同意し、本市と協定を締結すること

※①公序良俗に反する②取組の趣旨に適さない③市が不相当と認めるなどの場合は、クーリングシェルターに指定されないか、指定が取り消されることがあります。

### 3. 施設の指定期間及び運用期間

- (1) 指定期間  
指定を受けて協定を締結した場合、協定を更新しない旨の申出がない限り、引き続き1年間同一条件で更新となります。
- (2) 運用期間  
国が定める熱中症警戒情報運用期間(全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒情報が発表される期間)における運用となります。

#### 4. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

随時受付します。

(2) 応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、電子メールにてご提出ください。

#### 5. その他

- ・クーリングシェルターの開放にあたって必要な経費（冷房設備の電気代等は、各施設においてご負担いただきます。
- ・休憩に訪れた利用者の対応等は、各施設においてお願いします。なお、利用者が施設等に損害を与えた場合においても、市は損害賠償等の責任を負いません。

#### <提出先及び問合せ先>

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市市民部環境政策課

電話：0235-26-0139

Mail：kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp